

令和 7 年

第 2 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 7 年 3 月 3 日

閉 会 令和 7 年 3 月 3 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告

令和 7 年第 2 回大津町議会臨時会会議録

令和 7 年第 2 回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第 1 日)

令和 7 年 3 月 3 日 (月曜日)

出席議員	1 番 岩 下 啓 史	2 番 中 山 直 之	3 番 清 原 さ お り
	4 番 大 塚 勝 二	5 番 村 山 龍 一	6 番 大 村 裕 一 郎
	7 番 田 代 元 気	8 番 時 松 智 弘	9 番 大 塚 益 雄
	10 番 三 宮 美 香	12 番 山 本 富 二 夫	13 番 豊 瀬 和 久
	14 番 佐 藤 真 二	15 番 大 塚 龍 一 郎	16 番 坂 本 典 光
欠 席 議 員	11 番 山 部 良 二		
職務のため出席した事務局職員	局 書	長 荒 木 啓 一 記 飯 塚 彩 菜	
地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼行政係長兼法制執務係 吉 良 元 子
	副 町 長	工 藤 あ ず さ	
	総 務 部 長	藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長 財 政 係 田 邊 嵩 博
	住 民 福 祉 部 長	木 村 欣 也	教 育 長 吉 良 智 恵 美
	健 康 福 祉 部 長	大 隈 寿 美 代	教 育 部 長 羽 熊 幸 治
	産 業 振 興 部 長	白 石 浩 範	教 育 部 次 長 境 敬 一 郎
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	西 岡 多 津 朗	農業委員会事務局長 梅 田 博 隆
	総 務 部 総 務 課 長 選挙管理委員会書記長	村 山 博 徳	
	総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲	
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎	

会 議 に 付 し た 事 件

選挙第 1 号	議長選挙について
選挙第 2 号	副議長選挙について
選任第 1 号	常任委員会委員の選任について
選任第 2 号	議会運営委員会委員の選任について
選挙第 3 号	菊池広域連合議会議員の選挙について
選挙第 4 号	大津町西原村原野組合議会議員の選挙について
選挙第 5 号	大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について
選挙第 6 号	熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
同意第 1 号	大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程（第 1 号） 令和 7 年 3 月 3 日（月） 午前 1 0 時 開会
開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙について

追加議事日程（第 1 号の追加 1）

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 選挙第 2 号 副議長選挙について

日程第 6 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について

日程第 7 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 議長の常任委員辞任について

日程第 9 選挙第 3 号 菊池広域連合議会議員の選挙について

日程第 10 選挙第 4 号 大津町西原村原野組合議会議員の選挙について

日程第 11 選挙第 5 号 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

日程第 12 選挙第 6 号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

追加議事日程（第 1 号の追加 2）

日程第 14 同意第 1 号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○事務局長（荒木啓一） 議会事務局長の荒木でございます。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

従いまして、大塚龍一郎議員にその職をお願いしたいと思います。

大塚龍一郎議員は、すみませんが、前の議長席までお願いいたします。

○臨時議長（大塚龍一郎） おはようございます。

ただいま紹介されました大塚龍一郎でございます。

地方自治法第 1 0 7 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

また、傍聴者の皆様にお知らせいたします。今回の臨時会はインターネットによる録画配信を行いますが、映像に皆様が映る場合がございます。あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

ただいまから、令和7年第2回大津町議会臨時会を開会いたします。

なお、山部議員より欠席の届けがっておりますので御報告いたします。

本日の議事日程は、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（大塚龍一郎） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

ここで、金田町長から御挨拶の申出がっております。この際、これを許します。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、おはようございます。まずは、先般の大津町議会議員一般選挙におきまして、本日御出席の方ともう1名、16名の皆様方が、めでたく当選の榮譽を得られましたことにつきまして、心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

また、私自身としましては、皆様の御支援と御信任を賜り、再び町政運営を託されましたことを大変光栄に思うとともに、その重責に改めて身が引き締まる思いでございます。

1期目においては、財政力の向上やソフト面での施策、また、町単独で進めることができるハード整備を形にしてきましたが、2期目においては、加えて、これまで青写真を描き、国からの予算獲得や用地交渉等を進めてきた大型のハード整備も本格的に動かし、形にしていきます。そのような中においても、町民の皆様や議会の皆様との対話を大切に、環境変化にも敏速に対応しながらよりよい形でともに進め、実現をしていきたいと考えています。

あわせて、TSMC進出に伴う地下水や渋滞、農地確保、移住者とのコミュニティ形成といった課題にも継続して取り組んでいきます。今はTSMC進出を大きな契機として大津町を取り巻く環境が目まぐるしく変化しており、今後50年、100年先のまちづくりの基盤をつくる重要な過渡期にあると考えています。これは多くの地方自治体が人口減少や高齢化等で持続可能性さえも危ぶまれる中で大きなチャンスとも言える一方で、膨大な業務を伴うとともに、多くの課題にも向き合う必要のある難しい局面とも言えます。こうした中において、今後のまちづくりの方針としても、単に町を発展させることを目的とするのではなく、現在、住み暮らす人々が幸せでいられること。そして、厳しさを増す外部環境においても、大津町が持続可能であり、我々世代も、次の世代も安心して幸せに暮らし続けることができる町であるために、職員と一丸となって取り組んでいく所存です。

なお、私の施政方針については、その詳細を3月定例会で申し述べたいと思いますので、本日は議員各位の御当選のお喜びと、今後の御指導・御協力をお願いしたく、挨拶と代えさせていただきます。

ます。

○臨時議長（大塚龍一郎）　しばらく休憩いたします。

執行部は退席願います。なお、総務部、村山総務課長、同じく吉良総務課長補佐並びに総務部財政課、田邊財政係長は、お残り願います。

午前１０時０６分　休憩

△

午前１０時０８分　再開

○臨時議長（大塚龍一郎）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２　選挙第１号　議長の選挙について

○臨時議長（大塚龍一郎）　日程第２　選挙第１号、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉設〕

○臨時議長（大塚龍一郎）　ただいまの出席議員は１５人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に清原さおり議員及び大塚勝二議員を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に１人の氏名を記載してください。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大塚龍一郎）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（大塚龍一郎）　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（荒木啓一）

〔点　呼〕

１番　岩下　啓史議員

２番　中山　直之議員

３番　清原さおり議員

４番　大塚　勝二議員

５番　村山　龍一議員

６番　大村裕一郎議員

７番　田代　元気議員

８番　時松　智弘議員

９番　大塚　益雄議員

10番 三宮 美香議員 12番 山本富二夫議員 13番 豊瀬 和久議員
14番 佐藤 真二議員 15番 大塚龍一郎議員 16番 坂本 典光議員

○臨時議長（大塚龍一郎） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大塚龍一郎） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

清原さおり議員及び大塚勝二議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（大塚龍一郎） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 14票

無効投票 1票

有効投票のうち

坂本 典光議員 14票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、坂本典光議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開設〕

○臨時議長（大塚龍一郎） ただいま議長に当選された坂本典光議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいまから坂本典光議長の御挨拶があります。

○議長（坂本典光） 皆様、投票いただきましてありがとうございます。先ほども述べましたように、二代表制を固く守りながら、そして、その議員の皆様の一人一人の思いが通じるようなそういう公明正大な議長を目指していきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○臨時議長（大塚龍一郎） これで臨時議長の職務はすべて終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

坂本典光議長、議長席におつき願います。

○議長（坂本典光） しばらく休憩いたします。

午前10時27分 休憩

△

午前10時35分 再開

○議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

議席及びタブレットに配付しました追加議事日程案のとおり、日程の追加をしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程案のとおり、日程の追加を決定しました。

追加議事日程（第 1 号の追加 1）

日程第 1 議席の指定

○議 長（坂本典光） 追加日程第 1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、議席に配付しました議席表のとおり指定します。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議 長（坂本典光） 追加日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、1 番岩下啓史議員、2 番中山直之議員を指名します。

日程第 3 会期の決定

○議 長（坂本典光） 追加日程第 3 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 4 諸般の報告

○議 長（坂本典光） 追加日程第 4 諸般の報告をします。

本臨時議会の報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙について

○議長（坂本典光） 追加日程第5 選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することにしました。

副議長に、三宮美香議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました三宮美香議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、三宮美香議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、三宮美香議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を行います。

ただいまから三宮美香副議長の御挨拶があります。

○副議長（三宮美香） ただいま御指名いただきました三宮です。

副議長という重責を担うにあたり、身の引き締まる思いです。これまで大津町の議会運営を支えてこられた桐原前議長、副議長、そして歴代の先輩方に深く敬意を表するとともに、その責任をしっかりと追っていきたいと思っています。

それと同時に、これからの大津町の将来に対する責任もしっかりと受け止めて次の世代に私たちのこれからの判断や行動がどう影響していくのかをきちんと念頭に意識しながら、坂本議長をしっかりと支え、円滑な議会運営に努めてまいります。議員各位の皆様、執行部の皆様、そして町民の皆様のご理解と御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

○議長（坂本典光） しばらく休憩します。

午前10時41分 休憩

△

午前10時54分 再開

○議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について

○議 長（坂本典光） 追加日程第 6 選任第 1 号、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、議席及びタブレットに配付の名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、議席及びタブレットに配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

御連絡いたします。

委員会条例第 9 条第 1 項の規定によって、各常任委員会を開いて、正副委員長の互選をお願いします。

各常任委員会の会議室を御案内します。

総務常任委員会は、委員会室 4 0 1、文教厚生常任委員会は、委員会室 4 0 2、経済建設常任委員会は、委員会室 4 0 3、以上のとおりです。

念のため申し上げます。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていますので、よろしく願いいたします。

しばらく休憩します。

午前 1 0 時 5 6 分 休憩

△

午前 1 1 時 1 1 分 再開

○議 長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。

各常任委員会委員長及び副委員長が互選されましたので報告します。

総務常任委員長	時松智弘議員
総務常任副委員長	大塚龍一郎議員
文教厚生常任委員長	山本富二夫議員
文教厚生常任副委員長	佐藤真二議員
経済建設常任委員長	大村裕一郎議員
経済建設常任副委員長	村山龍一議員

報告を終わります。

日程第 7 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（坂本典光） 追加日程第 7 選任第 2 号、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、議席及びタブレットに配付の名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、議席及びタブレットに配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

御連絡します。

委員会条例第 9 条第 1 項の規定によって、委員会を開いて正副委員長の互選をお願いします。委員会の会議室を御案内します。委員会室 401 号です。

念のため申し上げます。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっていますのでよろしくお願いします。

しばらく休憩します。

午前 11 時 13 分 休憩

△

午前 11 時 20 分 再開

○議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。

議会運営委員会委員長及び副委員長が互選されましたので報告します。

議会運営委員長 佐藤真二議員

議会運営副委員長 村山龍一議員

報告を終わります。

○議長（坂本典光） 次に予定しています、追加日程第 8、議長の常任委員会委員の辞任の件については、地方自治法第 117 条の規定によって除斥の対象となりますので、議長席を副議長と交代いたします。

日程第 8 議長の常任委員辞任について

○副議長（三宮美香） では、追加日程第 8 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、坂本典光議長の退場を求めます。

〔坂本典光議長退場〕

○副議長（三宮美香） 坂本典光議長から、議会運営上、公正を期すため、常任委員会委員を辞任したいと申出がありました。

お諮りします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三宮美香） 異議なしと認めます。

したがって、坂本典光議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

坂本典光議長の入場を許可します。

〔坂本典光議長入場〕

○副議長（三宮美香） 坂本典光議長に申し上げます。

ただいま常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

それでは議長を交代します。

○議長（坂本典光） しばらく休憩します。

午前11時23分 休憩

△

午前11時46分 再開

○議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 選挙第3号 菊池広域連合議会議員の選挙について

○議長（坂本典光） 追加日程第9 選挙第3号、菊池広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

菊池広域連合議会議員に、坂本典光議員、三宮美香議員、大塚益男議員、大村裕一郎議員、村山龍一議員、大塚勝二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した坂本議員、三宮議員、大塚益男議員、大村裕一郎議員、村山議員、大塚勝二議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました坂本議員、三宮議員、大塚益男議員、大村裕一郎議員、村山龍一議員、大塚勝二議員が菊池広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された各議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

日程第10 選挙第4号 大津町西原村原野組合議会議員の選挙について

○議 長（坂本典光） 追加日程第10 選挙第4号、大津町西原村原野組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大津町西原村原野組合議会議員に、時松智弘議員、中山直之議員、岩下啓史議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した各議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した各議員が大津町西原村原野組合議会議員に当選されました。
ただいま当選されました各議員が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

日程第11 選挙第5号 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

○議長（坂本典光） 追加日程第11 選挙第5号、大津菊陽水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大津菊陽水道企業団議会議員に、大塚龍一郎議員、豊瀬和久議員、山部良二議員、田代元気議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した各議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した各議員が大津菊陽水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選された各議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

なお、山部良二議員につきましては、後日、告知いたします。

日程第12 選挙第6号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（坂本典光） 追加日程第12 選挙第6号、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選

挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、金田町長からこれを辞退し、議会に専任することを求めるとの了解があつていますので、議員のうちから選挙を行います。

また、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、この選挙は議員のうちから選挙を行い、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、山本富二夫議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した山本富二夫議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本富二夫議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山本富二夫議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時54分 休憩

△

午後 0時00分 再開

○議 長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（坂本典光） 追加日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題

とします。

議会運営委員会から、議席及びタブレットに配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

お諮りします。

ただいま、金田町長から同意第１号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１４として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、同意第１号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第１４として議題とすることに決定しました。

追加議事日程（第１号の追加２）

日程第１４ 同意第１号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（坂本典光） 追加日程第１４ 同意第１号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第１１７条の規定によって、豊瀬和久議員の退場を求めます。

〔豊瀬和久議員退場〕

○議 長（坂本典光） お諮りします。

同意第１号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、同意第１号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 本臨時会に提案いたしました案件につきまして、提案理由を申し上げます。

同意第1号、「大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて」でございますが、大津町議会議員の改選により、新たに監査委員を選任する必要がありますので、豊瀬和久様を議会選出の監査委員として選任したいと存じます。

豊瀬和久様は、識見も豊富であり、監査委員として適任と存じます。選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（坂本典光） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第1号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。この採決は電子採決によって行います。本件を同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子採決〕

○議 長（坂本典光） 押し忘れはありませんか。

全員賛成です。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

豊瀬和久議員の入場を許可します。

〔豊瀬和久議員入場〕

○議 長（坂本典光） ただいまから、豊瀬和久監査委員の御挨拶があります。

○監査委員（豊瀬和久議員） 皆さん、こんにちは。

ただいま議会選出の監査委員に選任していただきました豊瀬和久でございます。町の行政サービスが法にのっとり効果的に、そして何よりも町民にとって効果的に行われますことを中立の立場から公平公正に確認をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（坂本典光） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和7年第2回大津町議会臨時会を閉会いたします。

午後0時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年3月3日

大津町議会議長 坂 本 典 光

臨 時 議 長 大 塚 龍一郎

大津町議会議員 岩 下 啓 史

大津町議会議員 中 山 直 之